

# 伊根町商工観光業振興対策事業補助金 Q & A

2019.1

- Q 小規模事業者を除く中小企業者が空調設備の更新を行う場合、対象になるか。  
A 事業内容に合致するものであれば、対象になる。補助金交付後の状況報告が必要。
- Q 小規模事業者が事務所を新設する場合、対象になるか。  
A 事業内容に合致するものであれば、建物建設費は対象になる。新規 2 名の雇用や補助金交付後の状況報告は必要ない。
- Q 農林漁業者は補助金対象になるか。  
A 当補助金は商工観光業者を対象にしており、農林漁業者は対象にならない。
- Q 町内に支店、町外に本店がある場合、補助金対象になるか。  
A 補助金対象になる。
- Q 事務用・管理用パソコンの更新は補助金対象になるか。  
A 事業内容に合致するものであれば、設備投資型で補助金対象になる。事業費 50 万円以上が対象になるので注意されたい。
- Q 販売促進のためのチラシやホームページの改修、備品のレンタルは補助金対象になるか。  
A 事業内容に合致するものであれば、事業創生型で補助金対象になる。
- Q 市場調査の外部専門機関への委託は補助金対象になるか。  
A 事業創生型で補助金対象になる。
- Q 車両の購入は補助金対象になるか。  
A 補助金の対象にしていない。(重機などの建設機械も補助金の対象にしていない)
- Q 設備投資を閑散期の 1 月から 4 月までに完成したい。補助金対象になるか。  
A 年度(4 月~3 月)単位での補助金交付を行うため、補助金対象にならない。
- Q 販路開拓用人材の雇用をしたい。給料は補助金対象になるか。  
A 明確な事業に対する給料は対象になるが、経常的に支払う給料は対象にならない。給料は、本給のみが対象となり、福利厚生費、健康保険は対象にならない。
- Q 補助金交付はいつでも受けられるか。  
A 1 事業所あたり 1 回、補助金交付を行います。他の補助金の活用のご検討もお願いします。
- Q 開業支援金の交付を受けたが、補助金対象になるか。  
A 開業支援金の交付を受けた者は、補助金対象外となります。
- Q 過去に当補助金の交付を受けたが、補助金対象になるか。  
A 1 事業所あたり 1 回、補助金交付を行うことから、補助金対象外となります。

Q 平成 30 年 4 月の要綱改正前にあった新規雇用 2 名の取り扱いは。

A 要綱改正で条件から外している。

Q 平成 30 年 4 月の要綱改正の趣旨は。

A 当町には、小規模事業者が多いのですが、制度の活用がなく、京都府や他補助金より要件が悪かった。今回、見直しを行い、小規模事業者にも利用しやすく、民間投資を後押しし、町内に新たなビジネスや雇用を創出し経済の活性化につなげるため、地域の企業がさらに努力することや起業しやすい環境を整備するとともに、信用力が十分でない・創業間もない事業者へ支援することにより、地域経済の活性化を期待しているところである。

Q 要綱別表 1 中、実施主体に「上記 1 で組織する団体」と取り扱いは。

A 当補助金には開業支援金を受給している方は対象外としていることと、「2 上記 1 で組織する団体」は、「1 町内に住所及び事業所を有する事業主」の構成員を以て、組織していることから、「2 上記 1 で組織する団体」の構成員の中に開業支援金を受給している方がいれば対象外とする取扱いとする。同様に、団体の中に当補助金を受給している構成員がいれば対象外とする取扱いとする。

また、団体で補助金を受給した場合、構成員それぞれに補助金受給したことにする取扱いとする。なお、新規事業等を実施するため、法人格を取得し、補助金を受給する場合はこの限りでない。

Q 住宅宿泊事業は対象事業となるか。

A 住宅宿泊事業は住宅を利用した宿泊業であること、京都府条例案で年間 180 日間の営業日数であることから、生業のために行う事業でないと判断できるため、当補助金は対象外とする。